

介護老人保健施設フジオカ (通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション)運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人フジタが開設する介護老人保健施設(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 介護老人保健施設フジオカ
- ② 所在地 豊田市御作町振ヶ洞1157-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (医師、常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

医師 1名 (常勤医師兼務1名)

理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 11名 (常勤兼務職員 9名 非常勤兼務職員 2名)

看護職員 2名 (常勤職員 1名 非常勤職員 1名)

介護職員 16名（常勤職員 7名 非常勤職員 9名）

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後3時40分までとする。

（通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 指定通所介護の利用定員は

1単位40名

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

- ① 機能訓練
 - ② 入浴（一般浴、特別浴）
 - ③ 食事の提供
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 送迎
 - ⑥ リハビリマネジメント（介護給付）
 - ⑦ 運動器機能向上（介護予防）
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。
- ① 実施地域を越えた地点から、片道10km未満 660円
 - ② 実施地域を越えた地点から、片道10km以上 220円追加
- 3 食費は、昼食662円を徴収する。
- 4 おむつ代は、リハビリパンツ M67円、リハビリパンツ L70円、尿取りパット 30円を徴収する。
- 5 日常生活において利用者が通常必要となる費用として入浴する方は日用品費日額 150円、入浴しない方は日用品費日額 30円、教養娯楽費日額 101円を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、

支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊田市猿投町、加納町、舞木町、亀首町、四郷町、高町、井上町、青木町、御船町、枝下町、西広瀬町、東広瀬町、下室町、国附町、小峯町、富田町、藤沢町、押沢町、松嶺町、力石町、石野町、勘八町、中金町、芳友町、城見町、野口町、中切町、足助白山町、足助町、井ノ口町、大蔵町、小町、摺町、近岡町、中立町、東渡合町、東中山町、富岡町 菅生町、桑田和町、御蔵町、実栗町、岩神町、月原町、市場町、永太郎町、大坂町、大平町、大洞町、乙ケ林町、小原大倉町、小原町、鍛冶屋敷町、上仁木町、荷掛町、雑敷町、柏ヶ洞町、川見町、川下町、喜佐平町、北篠平町、沢田町、下仁木町、李町、千洗町、寺平町、百月町、西萩平町、日面町、平畑町、前洞町、三ツ久保町、築平町、遊屋町、石畳町、石飛町、大岩町、折平町、上川口町、上渡合町、木瀬町、北一色町、三箇町、下川口町、白川町、田茂平町、迫町、西市野々町、西中山町、深見町、藤岡飯野町、北首木町、御作町、浅谷町、有間町、池島町、市平町、笹戸町、東萩平町、大塚町、成合町

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人フジタと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から改正する

附 則

この規程は、令和7年6月1日から改正する

附 則

この規程は、令和8年6月1日から改正する